（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第九条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の二及び様式第一号の三中「印」を削る。

様式第二号（表面）産業医の欄中「㊞」を削り、同様式（裏面）備考中「「産業医の氏名」の欄及び」を削る。

様式第二号の二（表面）産業医の欄中「㊞」を削り、同様式（裏面）備考中「「産業医の氏名」の欄及び」を削る。

（石綿障害予防規則の一部改正）

第十条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「㊞」を削る。

様式第三号（表面）産業医の欄中「㊞」を削り、同様式（裏面）備考中「「産業医の氏名」の欄及び」を削る。

（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正）

第十一条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（作業計画） **第八条**　事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業（特定汚染土壌等取扱作業にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の作業計画を定め、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。 ２・３　（略）	（作業計画） **第八条**　事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。）以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業（特定汚染土壌等取扱作業にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の作業計画を定め、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。 ２・３　（略）

様式第二号中「印」を削る。

様式第三号（表面）産業医の欄中「印」を削り、同様式（裏面）備考中「「産業医の氏名」の欄及び」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十八号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二条第一項第二号、同条第二項並びに第七条第一項及び第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年八月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（小型無人機に係る業務に応じ使用する機器）

第二条　法第二条第一項第二号の経済産業省令で定める機器は次のとおりとする。

一　建築物、設備、船舶等の損傷その他の異常の有無を点検するために用いられる撮影機器又はセンサー

二　土地、建築物等を測量するために用いられる撮影機器又はセンサー

三　地質、建築物等を調査するために用いられる撮影機器又はセンサー

四　土地、設備等を計測するために用いられる撮影機器又はセンサー

五　監視又は警備の用に供される撮影機器又はセンサー

六　貨物の輸送の用に供される撮影機器又は装置

（特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する集合体）

第三条　法第二条第二項の主務省令で定める集合体（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。）は、次の各号に定めるもの又はこれらの組合せをいう。

一　小型無人機（操縦装置を含む。）

二　自動操縦システム

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請）

第四条　法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3　経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が法第七条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。